

川越市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

川越市上下水道事業管理者 野口 幸範

川越市上下水道局管理規程第 1 1 号

川越市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

川越市企業職員の給与に関する規程（昭和５２年水道部管理規程第８号）の一部を次のように改正する。

第３１条第１項第２号中「年額１３０万円」の次に「（満１８歳に達する日後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者にあつては年額１５０万円）」を加える。

第３４条第１項第１号及び第２号を次のとおりとし、第３号を削除する。

（１）月額２万７，０００円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から１万６，０００円を控除した額

（２）月額２万７，０００円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から２万７，０００円を控除した額の２分の１（その控除した額の２分の１が１万７，０００円を超えるときは、１万７，０００円）を１万１，０００円に加算した額

第３５条を次のとおりとする。

第３５条 給与条例第５条の３の管理者が定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１） 職員の配偶者で他に生計の途がなく主としてその者の扶養を受けているもの、父母又は配偶者の父母で給与条例第５条第２項に規定する扶養親族以外の者が所有し、又は借り受け、居住している住宅及び管理者がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

（２） 支払っている家賃（使用料を含む。）の月額が１万６千円以下の職員

第４５条第１項第１号中「６箇月を超えない範囲内で１箇月を単位として」を削り、「次項及び第４項において（以下「運賃等相当額」という。）」を「（次項及び第４項において「運賃相当額」という。）」に改め、同項第２号中「自動車等の使用距離が片道４キロメートル未満の職員にあつ

ては2, 700円、その他の職員にあつては自動車等の使用距離の区分に応じた次の表に定める額」を「6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて次の表に定める額」に改め、同項同号中の表を次のとおりとする。

片道の使用距離	額
5 k m未満	2, 000円
5 k m以上10 k m未満	4, 200円
10 k m以上15 k m未満	7, 300円
15 k m以上20 k m未満	10, 400円
20 k m以上25 k m未満	13, 500円
25 k m以上30 k m未満	16, 600円
30 k m以上35 k m未満	19, 700円
35 k m以上40 k m未満	22, 800円
40 k m以上45 k m未満	25, 900円
45 k m以上50 k m未満	29, 100円
50 k m以上55 k m未満	32, 300円
55 k m以上60 k m未満	35, 500円
60 k m以上65 k m未満	38, 700円
65 k m以上70 k m未満	42, 200円
70 k m以上75 k m未満	45, 700円
75 k m以上80 k m未満	49, 200円
80 k m以上85 k m未満	52, 700円
85 k m以上90 k m未満	56, 200円
90 k m以上95 k m未満	59, 600円
95 k m以上100 k m未満	63, 000円
100 k m以上	66, 400円

第45条第2項中「次項」を「第6項」に改める。

第45条第3項中「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、「及び」を「、」に改め、「)の合計額が」を「)及び第3項第1号に定める額」に改め、「前2項」を「第2項及び第3項」に改め、同項を第6項とし、同条第2項の次に次の3項を加える。

3 給与条例第6条第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（次項で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（第46条第2号に掲げる職員を除く。）の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合にあっては5,000円）

ア 一の駐車場等を利用する場合 次の(ア)から(ウ)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める額

(ア) 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

(イ) 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる場合以外の場合 管理者が定める額

イ 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号ア(ア)から(ウ)までに定める額を合計した額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

4 駐車場等の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 勤務所の周辺又は第48条の規定に基づき決定し、若しくは改定

する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして管理者が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。

(2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。

(3) その利用について職員の配偶者若しくは給与条例第5条に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして管理者が定める施設でないこと。

5 前項に規定する要件を満たさない場合であって、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不適當であると管理者が認めるときは、同項の規定にかかわらず、管理者が別に定める要件とする。

第46条第2号中「第45条第1項第2号に定める額」の次に「(駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員(次号において「駐車場等利用職員」という。)にあつては、その額に同条第3項第1号に定める額を加算した額)」を加え、「同項第1号」を「同条第1項第1号」に改める。

同条第3号中「第45条第1項第2号に定める額」の次に「(駐車場等利用職員にあつてはその額に同条第3項第1号に定める額を加算した額)」を加え、「同項第2号」を「同条第1項第2号」に改める。

第47条中「又は勤務所、」を「勤務所を異にして異動した場合及び」に改め、「若しくは通勤方法を変更し、若しくは、」を「、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は」に改め、「運賃等の額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加え、「場合には」の次に「、」を加える。

第48条中「提示」の次に「又は第45条第4項に定める駐車場等の

要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出」を加える。

第52条の2第1項第2号中「若しくは通勤方法を変更し、」を「、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し、若しくは終了し、」に改め、「運賃等の額」の次に「、若しくは駐車場等の料金」を加える。

第52条の3第1項中「次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間」を「通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1箇月）」に改める。

同条第2項を第3項とし、第2項を次のとおりとする。

2 普通交通機関等又は新幹線鉄道等に係る通勤手当の支給単位期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

第54条中「定期券等」を「定期券」に改め、「提示」の次に「、第45条第4項に定める駐車場等の要件を具備していること又は駐車場等の料金を証明する書類の提出」を加える。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日から令和9年3月31日までの間における改正後の第34条の規定の適用については、第34条中
「(1)月額2万7,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額か
(2)月額2万7,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額
ら1万6,000円を控除した額
から2万7,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分

の1が2万7,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分

の1が1万7,000円を超えるときは、1万7,000円）を1万1,

000円

「(1) 月額1万7,800円未満の家賃を支
とあるのは (2) 月額1万7,800円以上2万5,0
に加算した額」

(3) 月額2万5,000円を超える家賃を
払っている職員 3,000円

000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万4,000
支払っている職員 家賃の月額から2万5,000円を控除した額の2

円を控除した額」

分の1（その控除した額の2分の1が1万7,000円を超えるときは、

1万7,000円）を1万1,000円に加算した額」とする。

3 改正後の給与規程第35条第2号の規定は、令和9年4月1日から適
用する。